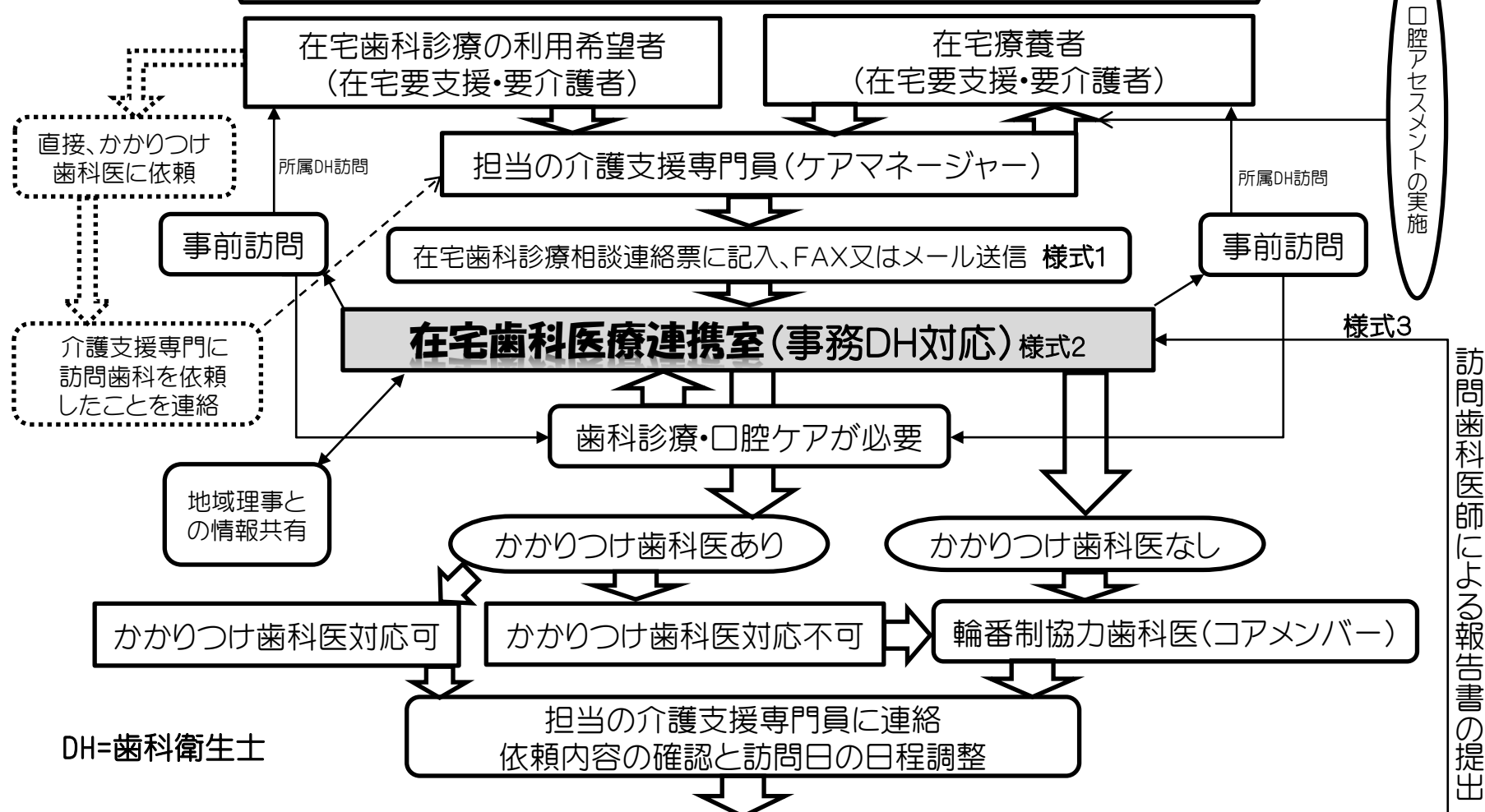


# 在宅歯科医療連携室の在宅歯科診療の流れ



DH=歯科衛生士

## <在宅歯科診療・相談の実施>

- ①在宅歯科診療は医療保険が適用される、医療保険適用分については福祉医療助成受給券も利用できる。
- ②介護支援専門員は初回訪問時には原則同席する。
- ③訪問歯科医師は「歯科診療・口腔ケア連絡票」(様式4)を用いて、患者または介護者に説明し渡す。同時に介護支援専門員にも渡す。歯科医師も一部保管し、連携室にも報告する。(『私の在宅療養手帳』があればそれを活用する。)医科との連絡を取った場合は医科にも報告する。
- ④2回目以降の訪問日を予約(2回目以降は原則歯科医師等単独訪問)する。
- ⑤訪問歯科診療後、本人および介護者に対して口腔ケアの重要性(および3か月～半年に1度の歯科医師による訪問、月1～4回の歯科衛生士による訪問の重要性)を説明し、啓発する。